

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成30年8月31日

世田谷区

1 事業の概要

(1) 件名

世田谷区立砧小学校改築基本構想案作成支援及び発注方式検討支援業務委託

(2) 目的

世田谷区立の小中学校は、平成26年3月に策定した「新たな学校施設整備基本方針(第2次)」等に沿って順次整備を行ってきたが、平成29年3月に「世田谷区公共施設等総合管理計画」が策定され、公共施設マネジメントの方針が示されたところである。

区の公共施設は今後30年の間に改築や大規模な改修が集中する時期を迎え、その中で、既存建物の延命化や有効活用、計画施設規模の適正化、改築経費の縮減等を考慮した計画的な改築事業の推進が課題である。

さらに、学校の改築にあたっては、教育環境の充実、学校内外の安全性の確保、自然環境への配慮のほか、地域コミュニティの核としての役割(避難所機能や他の施設との複合化など)についても考慮する必要がある。

本募集は、次期改築校として選定された砧小学校の改築基本構想案作成及び発注方式の検討を円滑に進めていくため、豊富な経験と能力を有する優れた事業者を特定することを目的とする。

(3) 業務内容

基本構想案作成支援業務

平成27年度に実施した世田谷区立砧小学校改築計画に伴う事前調査研究委託の結果及び平成28年度に実施した世田谷区立砧小学校改築に伴う整備手法検討支援業務委託の結果を踏まえながら、以下の業務を行い、改築基本構想案の取りまとめ及び報告書の作成をする。

ア 現況調査及び整理・分析

イ 改築と条件の整理・検証

ウ 改築計画案の検討

エ 改築基本構想検討委員会の運営補助(5回程度開催予定)

オ 改築基本構想案に係る説明会の運営補助

カ 概略設計図書及び各種説明用資料の作成

発注方式検討支援業務

基本構想案の検討状況を踏まえながら、以下の業務を行い、発注方式に係る報告書の作成をする。

- ア 施工手法・仮設計画の案作成
- イ 施工手法を反映した設計及び工事の概算建設事業費の算出
- ウ 発注方式の整理
- エ 受注意欲、工事需給バランス等に関する設計者・施工者へのヒアリング実施

(4) 履行期間

契約締結日から平成31年6月28日までとする。

(5) 改築の概要

全棟改築とし、改築後の施設の延床面積は約10,200㎡を想定する。

砧小学校に隣接している砧幼稚園も併せて改築し、これを認定こども園とし、砧小学校と複合化する。

改築中の砧小学校の運営については、現校舎または仮設校舎を使用するが、砧幼稚園の運営については対応を検討中である。

砧小学校敷地は国分寺崖線上に立地しており、敷地内外との高低差により多数の擁壁で構成されている。また、敷地内一部の急傾斜地を中心に、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域・警戒区域に指定されており、学校施設だけではなく隣接地周辺に対する安全性確保も求められる。

そのため、工事を集約し建築工事と土木工事の連携を図ることで、工事をより安全に行い、また、工期短縮やコスト削減を図るため、従前の設計施工分離発注方式ではなく、設計施工一括発注方式（デザインビルド方式）の採用を前提に取り組んでいく。

2 プロポーザルに参加できる者の資格

(1) 参加者資格要件

本プロポーザルに参加することができる者(以下「参加者」という。)は、参加表明書の提出日を基準日として、次の 又は の要件のいずれかを満たし、かつ、 から までの全ての要件を満たす単体企業とする。

小・中学校の新築・全面的な改築に関わる設計業務（平成20年4月1日以降に発注され、参加表明書提出日までに完了しているものに限る。）及び公共施設の土木工事に関わる設計業務（平成20年4月1日以降に発注され、参加表明書提出日までに完了しているものに限る。）に携った実績があり、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける世田谷区競争入札参加資格を有し、建築設計格付が1位から100位以内かつ土木設計格付が1位から300位以内であること。

発注者の業務支援を行うコンストラクション・マネジャーとして、小・中学校の新築・全面的な改築に関わる工事又は公的主体が発注する工事 で、基本構想、設計業者選定、設計のいずれかの段階において、計画条件整理、設計業者選定支援、設計の検討、コスト管理等の各種のマネジメント業務（平成20年4月1日以降に発注され、参加表明書提出日までに完了しているものに限る。以下「CM業務」という。）に携った実績があり、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける世田谷区競争入札参加資格を有し、建築設計格付が1位から100位以内であること。

公的主体が発注する工事とは以下のものをいう。

- ア 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に定める公共工事
- イ 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に定める公的医療機関が発注する工事
- ウ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に定める国立大学法人が発注する工事
- エ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に定める公立大学法人が発注する工事

（3）の「業務実施上の条件」で示す資格及び実績要件を満たすものであること。

公告日から参加表明書の提出日まで、世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けていないこと。

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。また、建築士法第10条第1項の規定による処分を受けているものが所属していないこと。

経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更正手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。

（2）参加等に対する制限

本業務の受託者及びその関連企業は、今後発注する世田谷区立砧小学校の改築に関する基本設計、実施設計及び工事の受注者となることはできない。

関連企業とは、親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同条第2号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者、又は、一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者をいう。

（3）業務実施上の条件

管理技術者の資格及び実績要件

本業務の技術的管理を行う者として管理技術者を配置すること。管理技術者は、以下のいずれかの資格及び実績要件（平成20年4月1日以降に発注され、参加表明書提出日までに完了しているものに限る。）を満たすこと。

- ア 一級建築士又は技術士（総合技術監理部門又は建設部門）の資格を有し、管理技術者として小・中学校の新築・全面的な改築に関わる設計業務又は公共施設の土木工事に関わる設計業務に携わった実績を有すること。
- イ CCMJ（日本コンストラクション・マネジメント協会の認定コンストラクション・マネジャー。以下「CMr」という。）及び一級建築士の資格を有し、小・中学校の新築・全面的な改築に関わる工事又は公的主体が発注する工事において発注者の業務支援を行うCMrとして、CM業務に携わった実績を有すること。

本業務を担当する各分野の主任技術者の資格及び実績要件

事業者の選定においては、提案に対して技術的観点から実現性等の検証を総合的に行う必要があるため、下記の資格及び実績（平成20年4月1日以降に発注され、参加表明書提出日までに完了しているものに限る。）を確認する。

ア 建築（意匠）

以下のいずれかの資格及び実績要件を満たすこと。

- a 一級建築士の資格を有する者で、管理技術者又は建築（意匠）主任技術者として、小・中学校の新築・全面的な改築に関わる設計業務に携わった実績を有すること。
- b CMrの資格又は一級建築士の資格を有する者で、CM業務に携わった実績を有すること。

イ 建築（構造）

構造設計一級建築士の資格を有する者で、以下のいずれかの実績要件を満たすこと。

- a 小・中学校の新築・全面的な改築に関わる設計業務に携わった実績を有すること。
- b CM業務に携わった実績を有すること。

ウ 土木

技術士（総合技術監理部門又は建設部門）の資格を有する者で、以下のいずれかの実績要件を満たすこと。

- a 公共施設の土木工事に携わった実績を有すること。
- b CM業務に携わった実績を有すること。

エ 建築コスト管理

建築コスト管理士又は建築積算士の資格を有する者で、以下のいずれかの実績要件を満たすこと。

- a 小・中学校の新築・全面的な改築に関わる設計業務に携わった実績を有すること。
- b CM業務に携わった実績を有すること。

管理技術者は主任技術者を兼任してはならない。また、建築コスト管理を除く各主任技術者は、他の主任技術者を兼任してはならない。

各主任技術者については、協力者（協力事務所）を加えることができる。ただし、協力事務所は、他の参加者と重複することができない。

協力事務所については、世田谷区の競争入札参加資格者であるときは、指名停止（入札参加禁止）を受けている期間中でないこと。

有資格者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定に該当しない者であること。

契約の履行の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。主要な部分以外の第三者への委託に関しては、書面により発注者の承諾を得るものとする。

3 募集及び審査の進め方

(1) 選考方針

受託候補者の選定は、世田谷区の職員6名及び砧小学校長で構成する「世田谷区立砧小学校改築基本構想案作成支援等業務委託プロポーザル審査委員会」において、業務提案書やヒアリング等による審査を踏まえて実施する。

(2) 一次審査

参加資格の確認をした上で、提案者の組織体制と実績及び資格等の観点から客観的審査を行い、二次審査の対象とする事業者を5者程度選定する。

一次審査終了後、速やかに審査結果を提案者全員に通知する。二次審査の対象とした事業者には、ヒアリング日程等をあわせて通知する。

(3) 二次審査

本事業における区の要望に即したものであるかという観点から業務提案書及びヒアリングの内容を審査し、優先交渉権の順位付けを行う。

4 手続等

(1) 提案要求説明書の交付

交付期間

平成30年8月31日(金)から平成30年9月18日(火)まで

交付方法

ア 世田谷区ホームページよりダウンロード

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/133/524/d00161577.html>

[トップページ](#) [くらしのガイド](#) [子ども・教育](#) [小・中学校](#) [教育環境の充実](#)
[砧小学校の改築状況](#)

イ 本件事務局にて窓口配布(土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

(2) 参加表明書及び一次審査に係る書類等の提出

提出日

平成30年9月14日(金)及び18日(火)

受付時間は午前8時30分から午後5時まで

提出先及び提出方法

本件事務局へ直接持参すること。

(3) 二次審査に係る提案書等の提出

提出日

平成30年11月12日(月)及び13日(火)

受付時間は午前8時30分から午後5時まで

提出先及び提出方法

本件事務局へ直接持参すること。

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

- (3) 契約書の作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有
デザインビルド方式の採用が決定した場合における、事業者選定支援業務（要求水準書の作成、事業者選定公募資料の作成等）。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 下記の「本件に関する問い合わせ先」のとおり
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査結果等）を公表することができる。
- (7) 詳細は説明書による。

【本件に関する問い合わせ先】(本件事務局)

世田谷区教育委員会事務局教育環境課 担当 東海林、古谷

住所 〒154 - 8504 世田谷区世田谷4 - 21 - 27 (第2庁舎3階)

電話 03 - 5432 - 2662

FAX 03 - 5432 - 3028

E-mail SEA02040@mb.city.setagaya.tokyo.jp